



「〇〇ペいで返金します」に注意

ネットショッピングで決済後、販売業者から「〇〇ペいで返金する」と言われ、指示通り返金手続きをすると、「返金」してもらはずがいつの間にか「送金」してしまっていた、という相談が最近多く寄せられています。

当初の決済方法と異なる、返金のみ「〇〇ペいで返金」というのは明らかに不自然です。このような場合、詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはせず、消費生活センターや警察等に相談してください。

《事例》

- ① ネットショッピングで決済後、「欠品のため〇〇ペいで返金する」と案内が届く
- ② LINEなどで返金案内をされる
- ③ QRコード等が送られてきて指示通り、返金手続きをする
「このQRコードを読み込み、返金コード99980を入力してください」
- ④ 返金ではなく、9万9980円を送金している



はい！消費生活相談です

クリーニングに出したズボンが変色。
店が責任をとらないことに納得できない!!



3か月前にクリーニングに出したズボンをタンスから出すと、全体的に色が薄くなっており、着用できるものではなかった。クリーニング店に苦情を言うと、「変色の原因は汗なので賠償できない。クリーニング代のみ返金する」と言われ、納得できない。



汗などの水溶性の汚れはドライクリーニングでは完全に落とすことはできないため、クリーニング事業者の責任ではない可能性がある」と説明しました。

センターから事業者に連絡し、汚れを見極め、ウエットクリーニング等の提案をしてほしかった、また、引き渡し時、双方で確認していればその場で解決できたはずだと対応の譲歩を要請しました。その結果、店はクリーニング事故賠償基準に則った額を返金することになりました。



めぐる猫からのアドバイス

ドライクリーニングでは、汗などの水溶性の汚れは完全には落とすことはできません。汗の成分が残った場合、戻った直後は何ともなくとも、保管中に汗の成分の作用で変色を起こすことがあります。ドライクリーニング表示の衣類でも水溶性の汚れがある場合には、水を使って洗う「ウエットクリーニング」という方法も検討します。受付時にクリーニング店に汗汚れがあることを伝えて、適切なクリーニングをしてもらいましょう。

「クリーニング事故賠償基準」というのはクリーニング事故が発生した際、適切かつ迅速に対応するための基準で、事業者の責任範囲や賠償額の算定基準を定めているものです。

なお、受け渡し時、受け取り時は、双方で洗濯物の状態を確認しましょう。シミや虫食いを防ぐため、自宅ではクリーニングの袋をはずして保管してください。

シグナル125号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

目黒区消費生活センター (目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36
目黒区民センター内
TEL：03-3711-1133 FAX：03-3711-5297

✉ [X(旧 Twitter)、LINE]を配信しています

契約トラブルや悪質商法の事例、子どもを事故から守るための情報などを配信しています。



ご登録はこちらから→

発行

目黒区 消費生活 🔍 検索

